



②合計所得金額が1,000万円超の方で、同一生計配偶者分の定額減税を実施した場合、「非控除対象配偶者減税有」と記載してください。

※										※種 別										※整 理 番 号										※																																							
7										給 与 支 払 報 告 書 ( 個 人 別 明 細 書 )																																																											
支払を受ける者										住所										日進市〇〇〇〇										(受給者番号)																																							
																														(個人番号) 1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6																																							
																														(役職名)																																							
																														(フリガナ) ニッシン タロウ																																							
																														日進 太郎																																							
種 別										支 払 金 額										給与所得控除後の金額(調整控除後)										所得控除の額の合計額										源泉徴収税額																													
給与・賞与										14,400,000										12,300,000										2,849,930										1,283,900																													
(源泉)控除対象配偶者の有無等										配偶者(特別)控除の額										控除対象扶養親族の数(配偶者を除く。)										16歳未満扶養親族の数										障害者の数(本人を除く。)										非居住者である親族の数																			
老人																				特 定										老 人										そ の 他										特 別										そ の 他									
有										従有										人										人										人										人										人									
																				1										1																																							
社会保険料等の金額										生命保険料の控除額										地震保険料の控除額										住宅借入金等特別控除の額																																							
1,569,930										120,000										50,000										205,000																																							
(摘要)																																																																					
源泉徴収時所得税減税控除済額120,000円、控除外額0円 非控除対象配偶者減税有																																																																					
生命保険料の内訳										新生命保険料の金額										旧生命保険料の金額										介護医療保険料の金額										新個人年金保険料の金額										旧個人年金保険料の金額																			
										20,766																				13,760																																							

定額減税を実施した同一生計配偶者が障害者に該当する場合は、「減税有 〇〇〇〇(同配)」と記載しても差し支えありません。

(摘要)																																							
源泉徴収時所得税減税控除済額120,000円、控除外額0円 減税有 日進 花子(同配)																																							

摘要欄の記載にあたっては、定額減税に関する事項を最初に記載するなどして、書ききれないことがないようにご協力ください。